

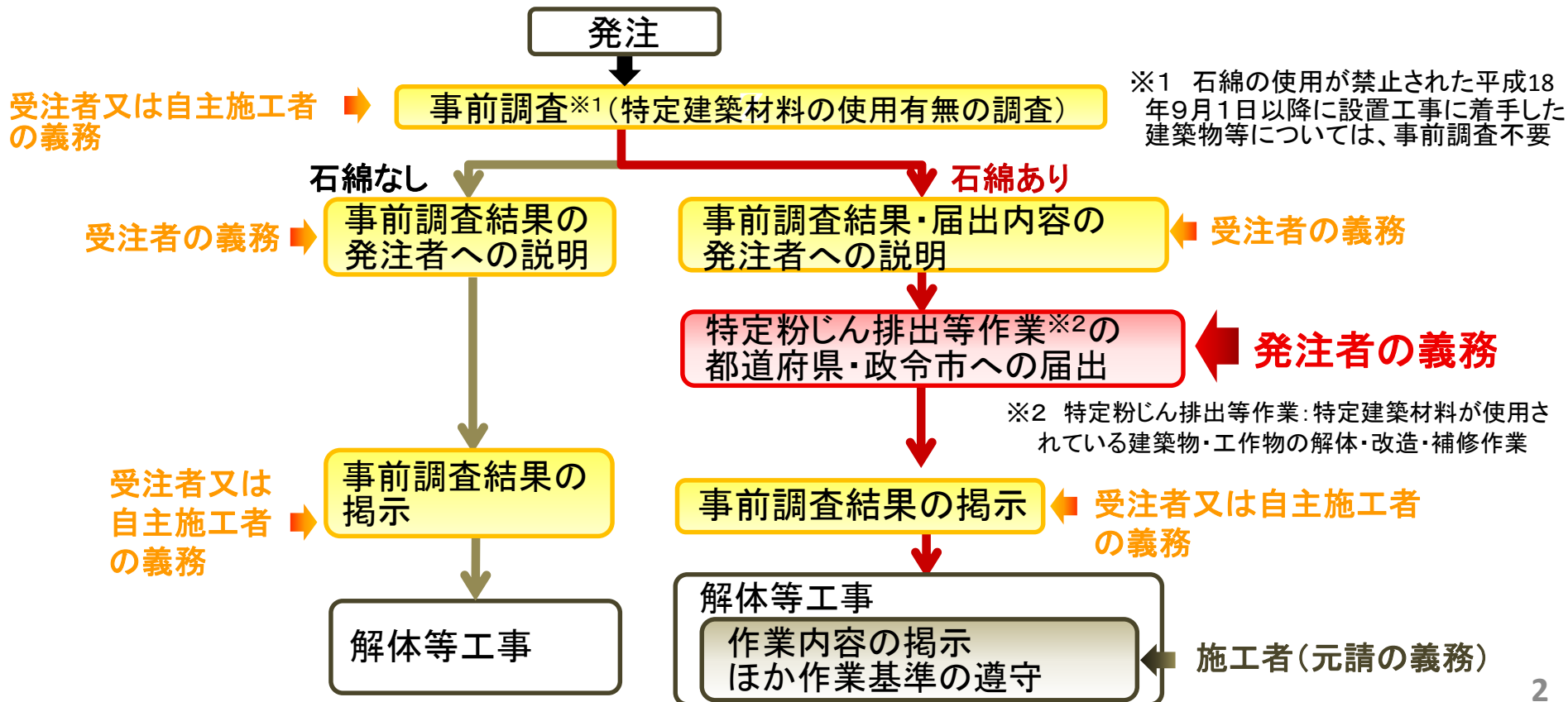
今後の石綿飛散防止の在り方に係る 論点の整理

（これまでの小委員会でのご意見やご発言を踏まえ
改めて論点の整理を行ったものです。）

1 大気汚染防止法に基づく建築物解体等に伴う 石綿飛散防止の規制の概要(平成26年6月施行)

- 建築物又は工作物の解体・改造・補修工事(解体等工事)に伴う石綿の飛散を防止するため、受注者は解体等工事の前に、大防法規制対象の石綿含有建材(特定建築材料※)の有無の調査(事前調査)を行う。
- 特定建築材料が使用されている場合は、解体等工事の発注者が都道府県等に届出を行った上で、解体等工事の施工者が作業基準を遵守して除去等を実施。

※ 吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材の石綿含有建材(成形板等のいわゆるレベル3建材は含まない)



2 これまでの議論を踏まえた論点の整理

1 レベル3建材の除去等作業時の石綿飛散防止

- ・ レベル3建材が使用された建築物等の解体等作業について規制基準を設けるべきではないか。（作業基準、届出、完了確認 等）
- ・ 大防法の規制の対象とするレベル3建材及びその飛散性に応じた飛散防止方策を検討するべきではないか。（規制対象の建材、工法、工事の規模 等）

2 事前調査の信頼性の確保

(1) 事前調査の方法の明確化

- ・ 事前調査の方法を法定化する等の明確化が必要ではないか。

(2) 事前調査の結果の記録・保存の在り方

- ・ 事前調査の適切な実施が確認できるよう、事前調査結果、あるいは受注者から発注者への説明内容の記録・保存の在り方の検討が必要ではないか。
- ・ 事前調査の結果や解体工事が始まってからでないと確認できない場所の情報が受注者から現場で作業する者に伝達されるための措置が必要ではないか。

2 事前調査の信頼性の確保(続き)

(3) 一定の知識を持った者による事前調査の実施

- ・ 事前調査に係る調査実施者の要件を明確化する必要があるのではないか。
例えば、三省共管となった建築物石綿含有建材調査者講習登録制度について、活用していけないか。

(4) 事前調査の結果に基づく簡易な届出等による解体等工事現場の把握

- ・ 事前調査を徹底し、石綿の飛散を防止するため都道府県等による解体等工事現場の把握が必要ではないか。

(5) 労働安全衛生法石綿障害予防規則との連携・統一

- ・ 労働安全衛生法の下での対応との連携や、可能な場合には規制内容等の統一により、規制効果の向上や関係者負担の合理化を目指すべきではないか(事前調査方法・マニュアル 等)

3 特定粉じん排出等作業中の大気濃度の測定

- 特定粉じん排出等作業において、どのようにモニタリングを実施するのか。
(漏えい監視の措置、事業者及び都道府県等の役割分担 等)
- 迅速測定法は、どのように活用できるか。

4 特定建築材料の除去作業が適切に終了したことの確認

- 取り残しの有無、除去作業が計画どおりに終了したことの確認を行うよう定める必要があるのではないか。
- 確認の適切な履行の担保の方策を定めるべきではないか。
(例: 完了確認結果の記録及び保管の義務付け、完了確認の方法の規定、完了確認を行う者の要件、完了確認の報告 等)

5 (その他)制度の履行の促進について

- 発注者、施工者等に対する更なる普及啓発をいかに進めるべきか。
- 制度の履行担保の在り方について、改善を目指すべき点は何か。

(参考)大気汚染防止法の石綿飛散防止に関する課題の全体イメージ

1
特定建築材料以外の石綿含有建材(レベル3)
除去等作業時の石綿飛散防止
(今回議論) 資料3-1、3-2

2
事前調査の信頼性の確保
(今回議論) 資料4-1、4-2

解体等工事の実施(建築物等の解体、改造、補修を伴う建設工事)

特定工事の実施(特定粉じん排出等作業を伴う建設工事)

特定粉じん排出等作業の実施

本体
工事

作業基準を遵守

14日前
まで

3
特定粉じん排出作業中の大気濃度の測定
(次回議論)

4
特定建築材料の除去作業が適切に終了した
ことの確認
(次回議論)

5
その他(制度の履行の促進について)
(次回議論)

事前調査の実施

事前調査の結果の
発注者への説明

特定粉じん排出等
作業届出

特定建築材料
(吹付け石綿
石綿含有保温材
石綿含有断熱材
石綿含有耐火被覆材)